

# 契 約 書 (案)

国立大学法人一橋大学（以下「発注者」という。）と、  
（以下「受注者」という。）との間に  
おいて、以下の条項に基づき「包括ソフトウェアライセンス一式」（以下「ソフトウェア」という。）に  
関する使用権許諾契約を締結する。

第1条 受注者は、発注者に対して上記のソフトウェアを使用する使用権を許諾するものとする。

第2条 ソフトウェアの使用場所は、一橋大学とする。

第3条 ソフトウェアの利用期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第4条 本契約金額は、  
円也（消費税及び地方消費税別途）とし、年度毎に以下の金  
額を1回に支払うものとする。

令和7年度 円也（消費税及び地方消費税別途）

令和8年度 円也（消費税及び地方消費税別途）

令和9年度 円也（消費税及び地方消費税別途）

2 前項の消費税及び地方消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の8  
2及び第72条の83の規定に基づき算出するものとする。

第5条 代金の請求書は、利用期間開始後、年度毎に速やかに国立大学法人一橋大学財務部経理課に送付す  
るものとする。

第6条 代金は、適法な代金請求書を受領した日の属する月の翌月25日までに支払うものとする。

第7条 契約保証金は、免除する。

第8条 この契約について発注者受注者間に紛争が生じたときは、双方協議のうえこれを解決するものとし  
る。

第9条 受注者は、この契約に関して、次の各号に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を  
違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁  
止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第  
8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である  
事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定す  
る納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法  
第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項第3号に該当する場合又は  
不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号第6項)に規定する不当廉売の場合など発  
注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、  
この限りでない。

二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定によ  
る課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）  
第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定し  
たとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその

超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等にかかる関係書類を発注者に提出しなければならない。

第10条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）別記第2号を準用するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者受注者は次に記名し、押印するものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 東京都国立市中2丁目1番地  
国立大学法人一橋大学  
学 長 中 野 聡

受注者